

新行政改革大綱（案） 第2回委員会時の案との対照表

以下の対照表では、【参考】を除く、新大綱案全文を対比しています。

新たな案	第2回（平成22年11月19日）案
<p style="text-align: center;">新行政改革大綱（案）</p> <p style="text-align: center;">～群馬をさらにはばたかせる、行政改革3つの目標・10の改革～ <i>副題追加</i></p> <p>1 新行政改革大綱の目的</p> <p>群馬県はこれまで、平成20年3月に策定した「<u>県政運営の改革方針</u>」のもと、歳出の縮減や職員数の大幅な削減など不断の行政改革に取り組み、比較的堅実な行財政構造を維持してきました*。</p> <p>しかし、人口減少、少子高齢化、長期の経済停滞など社会経済状況が大きな転換期を迎え、<u>税収減など歳入がますます厳しくなる一方、社会保障費の増加など歳出はさらに増大し、財政状況は一層の厳しさが予想されます。</u></p> <p>また、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために、<u>国と地方が役割を分担する地方分権改革を着実に推進するとともに、県民による県民のための県政を着実に推し進めていかななくてはなりません。</u></p> <p><u>これらの課題に的確に対応し、群馬県の潜在力と可能性を引き出し、さらに大きくはばたかせ、すべての県民が誇りを持てるふるさと群馬を築いていくために、今後も行政の執行方法などを着実に改革し、時代の変化に柔軟に対応できる効率的で機能的な行政体制を確立していく必要があります。</u></p> <p><u>そのために、今後3年間で重点的に取り組む、3つの目標、10の改革を行政改革の基本方針として定めます。</u></p> <p>※「<u>県政運営の改革方針</u>」に基づく取組と主な成果については、15ページ以下に【参考】として掲載しています。</p>	<p style="text-align: center;">新行政改革大綱（案）</p> <p>1 新行政改革大綱の目的</p> <p>群馬県はこれまで、歳出の縮減や職員数の大幅な削減など不断の行政改革に取り組み、比較的堅実な行財政構造を維持してきました**。</p> <p>しかし、人口減少、少子高齢化、長期の経済停滞など社会経済状況が大きな転換期を迎え、<u>税収減など歳入がますます厳しくなる一方、社会保障費の増加など歳出はさらに増大し、財政状況はますます厳しくなることが予想されます**。</u></p> <p>また、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために、<u>国と地方が役割を分担する地方分権改革を着実に推進し、県民による県民のための県政を着実に推し進めていく必要があります。そのために、県は、県政の情報公開を進め、県民が県政に参画する機会を拡大することなどにより、県民とともに、自らの判断と責任において行政を運営するための簡素で効率的、そして、変化に柔軟に対応できる体制を構築していく必要があります。</u></p> <p><u>これらの課題に対応し、県民の意見や要望に的確に応えていくためには、県は、限られた財源、限られた職員数の中で、最大の効果を上げることができるよう、事業をゼロベースで見直すとともに、従前からの「仕事の仕方」を時代の変化に対応して大幅に変革するなど行政改革を着実に推進していく必要があります。</u></p> <p><u>このため、県民に改革内容をはっきりと提示するとともに、改革に取り組む職員のみよりどころとするため、以下の3つの目標を掲げ、概ね3年間（23～25年度）を目標とした新行政改革大綱を策定しました。</u></p> <p>※1 これまでの取組の具体例については、【参考1】参照。</p> <p>※2 県政を取り巻く環境・課題に係る各種データについては、【参考2】参照。</p>

2 3つの目標

※以下3つの目標それぞれの考え方を明文化

(1) 目標1 県民目線の県政の実施

政策の立案・実施など県政の推進に当たっては、納税者であり、県政の主役である県民の目線に立たなくてはなりません。このため、政策立案過程などにおいて、県民の意見を反映させることが重要です。

また、一層の住民自治確立のためには、県政は開かれたものでなくてはならず、情報公開を推進しなくてはなりません。

さらに、国・地方をあげて推進している地方分権改革に当たっては、地方分権改革が県民へのサービス向上に結びつくものであるからこそ推進するのだという視点が不可欠です。

これまで、県は、県の広報・広聴システムの充実、情報公開条例の制定、パブリックコメントの実施、住民サービスの向上につながる権限移譲の推進などに取り組んできましたが、より県民のための県政とするため、この目標を掲げ、これまでの取組をさらに進めるための改革を行います。

目標1 県民目線の県政の実施

改革1 県民意見の県政への更なる反映

改革2 情報公開の充実

改革3 地方分権改革への対応

2 行政改革の目標

以下の3つの目標を掲げ4-5の具体的な改革に取り組んでいくこととします。

目標1 県民のための県政の推進

目標2 時代の変化に的確に対応した県政の推進

目標3 持続可能な県政の推進

◎ 目標達成のための視点

これらの目標を達成するために、以下の視点をもって具体的な改革を設定し、改革に当たることとします。

- ① 「県民目線」の視点
- ② 「県民協働」の視点
- ③ 「社会や時代の変化に柔軟に対応する」という視点
- ④ 「地方分権の担い手」としての視点
- ⑤ 「コスト意識」をもって職務にあたる、という視点
- ⑥ 「スピード感」をもって職務にあたる、という視点
- ⑦ いかなる行政過程においても「説明責任を果たす」という視点

◎ 「4 改革に当たっての取組姿勢」へ移動

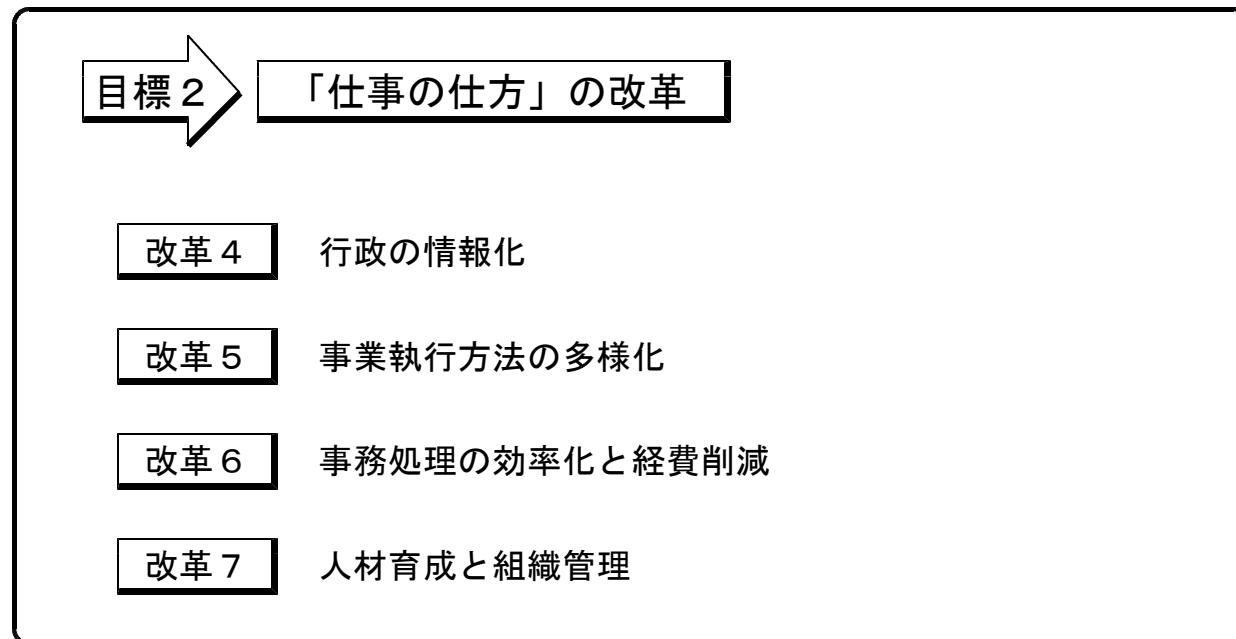
(2) 目標2 「仕事の仕方」の改革

社会経済状況の変化、厳しい財政状況に対応するため、県は、限られた財源、限られた職員数の中で、最大の効果を上げ、県民の期待にこたえていけるよう、「仕事の仕方」を改革していかなくてはなりません。

例えば、県の日常業務においては、刻々と進化する情報通信技術を使いこなし業務の改善につなげる必要があること、公共サービスの担い手については、「新たな公」の推進がうたわれ自治体と民間との更なる協働が求められていること、さらに、事務・事業のあり方については、前例踏襲ではなく徹底的な見直しにより真に県民に役立つ仕事を選択していく必要があること、などが挙げられます。

また、県政を担う人や組織についても、少子高齢化や地方分権改革などの諸課題に十分対応できる組織の構築やそれを担う人材の育成と適正な定員管理を進めることが必要となっています。

これまでも、県は、事務の情報化、外部委託の推進、NPOとの協働、指定管理者制度の活用、業務量・内容に応じた人員配置の徹底などの改革に取り組んできましたが、急速に変化する社会に的確に対応する行政体制を確立するため、この目標を掲げ、新たな手法の導入などによる改革に取り組みます。

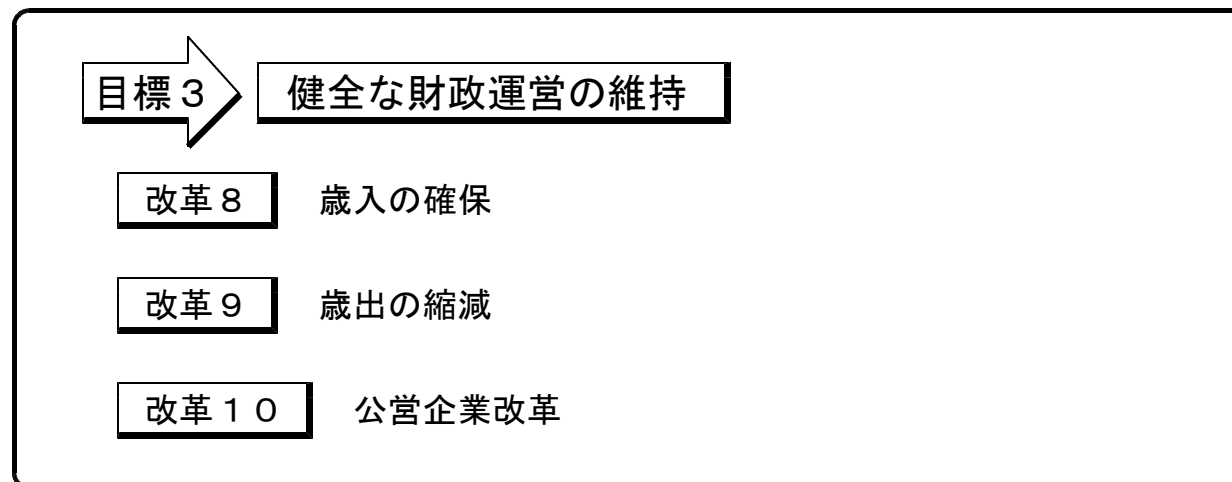


(3) 目標3 健全な財政運営の維持

県は、これまでも、歳入の確保・歳出の縮減に取り組み、比較的堅実な行財政構造を維持してきました。例えば、財政の健全性を示す一つの指標である実質公債費比率は、全国的にも最も低い方に属しており、また、臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支は継続して黒字を維持しています。

しかし、人口減少社会・少子高齢化の時代を迎え、社会保障費の増加など新たな行政需要が見込まれる一方で、経済の停滞による税収の落ち込みなど、財源不足が懸念されているのが現実です。

こうした状況の中、県民が必要とする行政サービスを継続して着実に実施していくために、今後も健全な財政運営を維持することを目標に掲げ、歳入の確保、歳出の縮減、公営企業の改革などに取り組みます。



新たな案	第2回(平成22年11月19日)案
<p>3 具体的な改革 ※3つの目標の下に、10の改革項目、38の具体的な改革を設定</p> <p>3つの目標を実現するために10の改革項目を定め、38項目の具体的な改革に取り組みます。</p> <p>具体的な改革の設定に当たっては、「県政の刷新」を旨とした「県政運営の改革方針」(平成20～22年度)による取組及び成果を踏まえ、なお改革すべき課題や新たに生じた課題などに対応するため、項目を絞り込み、着実に改革を推進することとします。</p> <p>38の「具体的な改革」の工程、達成すべき成果目標などについては、「実施計画」において明示します。</p> <p>目標 1 県民目線の県政の実施</p> <p>改革 1 県民意見の県政への更なる反映</p> <p>(1) 政策に県民意見を反映させる機会の拡大 主要な計画や条例を制定する際に県民意見を募っているパブリックコメントについて、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案などを検討する早い段階や政策実施後の評価の段階など、幅広く行うための仕組みを整え、実施します。</p> <p>(2) 審議会などにおける公募委員・女性委員の拡充 重要な政策や方針を公正性や専門性の立場から審査する審議会などについて、公募委員の割合を高めるとともに、引き続き女性委員の増加に努めます。</p> <p>(3) 県民参画型公共事業の拡大 社会資本整備に県民のニーズをより反映させて事業実施するために、県民参画型公共事業の対象をさらに拡大します。</p> <p>(4) 行政手続の簡素化・迅速化 県民の利便性を向上するため、県への申請手続などについて、審査基準の見直しや標準的な処理期間の短縮を行い、手続の簡素化・迅速化に努めます。</p>	<p>3 具体的な改革 ※3つの目標を11の中項目で分類し、45の改革項目を設定</p> <p>目標ごとの「具体的な改革」を以下のとおりとします。 各「具体的な改革」の内容、工程、数値目標などについては、別添「実施計画」のとおりとします。</p> <p>目標 1 県民のための県政の推進</p> <p>この目標を実現するために、以下の16の改革に取り組みます。</p> <p>(1) 県民意見の県政への反映・県民への情報公開のより一層の推進 改革 1 県民意見の県政への反映 (→改革 1 (1)へ) 個別テーマのパブリックコメントを新たに実施するなど、県民意見を県政へ反映させる仕組みを充実して、県民目線の県政を引き続き進めていきます</p> <p>改革 2 附属機関における公募・女性委員の割合向上 (→改革 1 (2)へ) 「附属機関の設置及び運営方針」に基づき、審議会など(附属機関を含む。)について、委員の公募割合向上や女性委員の積極的登用により、幅広い意見を反映できる県民参加型の機関とします。</p> <p>改革 3 情報公開の推進 (→改革 2 (2)へ) 総合的な情報公開を推進するため、庁内を再点検し、情報の公表・提供を更に推進するための方策を定め、これらを促進します。</p> <p>改革 4 財政状況に関する情報公開 (→削除) 財政状況の健全性について、より県民に分かりやすく公開します。</p> <p>改革 5 公社・事業団などに関する情報公開 (→改革 2 (3)へ) 県の出資する公社・事業団などに関する情報について、随意契約に関する情報など県民に必要と思われる情報は、積極的に公開することとします。</p>

改革2 情報公開の充実

- (1) 県民に対する安心・安全情報の迅速な提供 **(新)**
地震や災害などの緊急情報について迅速に市町村、県民へ届くシステムを構築し、県のホームページや携帯電話サイトを活用して広く県民に提供する仕組みをつくります。
- (2) 行政情報の積極的な公開
繰り返し開示請求が行われる県の保有する情報で、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められるものについては、ホームページなどでの公表を進めていきます。
また、非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについて、新たに簡略化した手続を設け、迅速に提供できるようにします。
- (3) 公社・事業団に関する情報公開の推進
県が出資している公社・事業団などに関する情報について、情報公開に係るガイドラインを策定し、情報公開を進めます。
また、県と公社・事業団などとの関係をより透明化するため、契約などに関する情報を公開します。

改革3 地方分権改革への対応

- (1) 市町村への権限移譲の推進
県民に身近な業務は県民に最も身近な自治体である市町村が担い、県は市町村を補完する広域的な業務などを担うことを原則として、県から市町村へ権限の移譲を進めます。
また、円滑な権限移譲に資するよう現行の交付金制度を見直します。
- (2) 市町村行財政体制整備のための支援の充実
県と市町村とのパートナーシップを強化し県民サービスを充実するため、人事交流、市町村職員研修や行財政診断などにより市町村の支援をさらに充実させます。
- (3) 近隣都県との広域連携
防災、観光など、広域的に取り組むことにより県民サービスの充実が図れる事業については、積極的に都県の境を越えて連携した取組を実施します。

- (4) 地方分権推進県・ぐんまづくり **(※目標1)**

改革13 県民サービスの向上につながる、市町村への権限移譲の推進 **(→改革3(1)へ)**

「ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会」などによる意見を踏まえ、平成22年度中に策定する次期推進計画に基づき、パスポート事務など県民サービスの向上につながる権限移譲を進めます。

改革14 市町村の行財政基盤強化支援策の充実 **(→改革3(2)へ)**

県とともに地方分権改革の担い手である市町村の行財政基盤強化のために、人事交流、職員研修、行財政診断及び権限移譲に伴う財源の移譲などの支援を更に充実させます。

~~**改革15** 地域主権改革などに対する意見発信 **(→削除)**~~

~~国による地域主権改革などが、真に県民にとってプラスに働くよう、全国知事会や群馬県自治体代表者会議を通じるなどして県としての考えを発信します。~~

改革16 近県との連携 **(→改革3(3)へ)**

北関東磐越5県の連携や群馬・埼玉・新潟3県の連携が、県民生活の安心・安全、県内経済の活性化につながるよう、具体的な連携について、検討・実施し、進捗管理を行います。

目標2

「仕事の仕方」の改革

改革4 行政の情報化

(1) 電子申請等受付システムの拡充

県への申請・届出や公共施設の予約など、いつでも、どこからでも行うことができる電子申請等受付システムの対象手続を拡大するとともに、手続の簡素化などによって使い勝手の向上を図ります。

(2) 電子入札システムの改善・拡充

「ぐんま電子入札共同システム」について、入札事務の効率化に資する改善や操作性の向上を図るなど改善のための更新を行います。

また、これまですべての工事の入札を電子化するなど事務の効率化に取り組んできたところですが、県庁において実施する、物品購入に係るすべての一般競争入札についても、電子入札とします。

(3) 内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化

内部管理業務のより一層の効率化・コスト削減を図るため、総務事務システムと関係システムとの統合などを検討し、必要な見直しを実施します。

また、財務会計システムを改修して行政事務用端末で動作できるようにすることにより、専用端末廃止によるコスト削減と事務の効率化を図ります。

(4) 情報処理システムの見直しによる業務改善・経費節減

各所属が業務に利用している情報システムを、情報処理技術の進展に合わせて随時見直し、業務処理方法の改善や経費の節減を図ります。

(2) 県民サービスの更なる向上のための改革 (※目標1)

改革6 規制改革 (→改革1(4)へ)

規制改革提案窓口を通じ県民意見を把握するとともに、申請に対する審査基準の見直しや標準的な処理期間を短縮するなど、県民の利便性向上に向けて更なる改革を実施します。

改革7 電子申請など受付システムの見直し (→改革4(1)へ)

県への申請・届出や公共施設予約を、いつでも、どこからでも行える電子申請受付システムについて、対象手続の拡大や手続の簡素化などを進め、県民サービスの向上に努めます。

改革8 電子入札システムの推進 (→改革4(2)へ)

公共事業に係る電子入札システムについて、更なる作業の効率化、操作の向上によりコストを低減させるための新たなシステムを平成23年度までに構築し、すべての一般競争入札を平成23年度末までに電子入札とします。

また、入札契約制度について一層の公正化・透明性を確保するため、入札契約事務の適正化を推進します。

(2) 行政情報化の推進 (※目標2)

改革2-3—総合型地理情報システム(GIS)の更なる活用 (→削除)

—総合型地理情報システム(GIS)の利活用を促進し、地理空間情報の整備、解析などによる業務の効率化、高度化や、データの共用による経費の節減を図ります。

改革2-4 総務事務システムの見直し (→改革2-1と統合して改革4(3)へ)

総務事務システムを継続的に運用し、必要な見直しを行うことにより、総務事務集中処理の一層の効率化・コスト削減を図ります。

改革2-5 情報システムの効率化 (→改革4(4)へ)

情報システムの管理を一元的に行い、情報処理技術の進展に合わせて、業務処理方式と機器構成の最適化を推進するとともに、システムの調達を効率化し、経費の削減を図ります。

改革5 事業執行方法の多様化

(1) 公の施設のあり方検討

公の施設について、社会や時代の変化を踏まえ、施設の必要性、有効活用の手法、費用節減、指定管理者制度の導入の可否などについて原則3年を目途に継続して見直します。

(2) 民間ノウハウなどを活用した事業の推進

民間の資金や経営手法、技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備して事業コストの削減を図るPFI事業などに関するガイドラインを策定し、一定の大規模施設整備については、通常手法とPFI事業などによる場合との比較検討を行い、効果が認められた場合には導入を検討します。

また、公共施設の設備の更新などにおいて、民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用し、維持管理コストの削減や温室効果ガス排出削減を図る手法についても検討・実施します。

(3) 市場化テストのモデル的实施

公の施設の管理などについて、県と民間とが運営方法や経費をそれぞれ提案し、どちらが効率的にできるかを競う市場化テストをモデル的に実施し、効果が認められた場合には導入を検討します。

(4) 協働事業の推進

様々な行政分野において、「新たな公」の担い手として期待されるNPOなどとの協働事業を推進し、より効果的な事業の執行を図ります。

(5) 公社・事業団改革

県が出資している公社・事業団などについて、各団体の自立を促し、県の人的・財政的関与を縮小することを基本として、団体数の縮小を含めた改革を引き続き行います。

(3) 県民との協働の仕組みづくりと実践 (※目標1)

改革9 PFI事業に係る取組 (→改革5(2)へ)

PFI事業(民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること)に関するガイドラインを策定し、PFIによる効果が見込まれる事業について可能性調査を実施します。調査により可能性があると考えられた事業の検証を行い、効果があると判断できる場合には、PFI事業とします。

改革10 市場化テストのモデル事業実施 (→改革5(3)へ)

民間が担うことができ、より効率的な運営が見込まれる分野の事務事業に市場化テスト(官民競争入札)をモデル的に適用し、県民サービスを向上させる手段の選択の幅を広げます。

改革11 パブリック・インボルブメントの推進 (→改革1(3)へ)

パブリック・インボルブメント(県民参加型公共事業)の対象事業をさらに拡充し、公共事業に県民意見を反映させる機会を増加させます。

改革12 協働事業・外部委託の推進 (→改革5(4)へ)

NPOと行政の協働を引き続き推進するほか、効率的・効果的な行政運営を進めていくために、外部委託導入を進めていきます。

改革6 事務処理の効率化と経費削減

(1) 事務・事業の仕分け

事業のあり方や予算の執行方法、仕事の仕方について、職員が部局横断的に議論し点検する、事務・事業の仕分けを活用することにより、継続的に見直し業務の効率化を図ります。

(2) 内部管理経費の節減

公用車管理、清掃・警備などの庁舎管理、資源ゴミの処理、物品の調達などの内部管理や経常的な業務について、仕事の仕方を根本から見直し、外部委託の導入や処理方法の改善などにより、コストの節減や業務の効率化を図ります。

(3) エネルギー使用量の削減

民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用した施設改修の実施などにより、温室効果ガス排出削減を図るとともに経費節減につなげます。

(4) 公共工事の経費節減

公共工事において、専門技術を持つ技術者のチームが様々な視点から原設計の見直しを行う設計最適化の取組や発注者が受注者からの質問に対し適切かつ迅速に回答するなどの工期短縮の取組の拡充により、より早く、より安く、より品質の高い公共工事を推進します。

目標2

時代の変化に的確に対応した県政の推進

この目標を実現するために、以下の19の改革に取り組みます。

(1) 仕事の仕方の改革

改革17 内部管理経費の節減 (→改革19と統合して改革6(2)へ)

内部管理経費や経常経費については、従前から徹底した経費節減に取り組んできたところですが、今後も改善に努めます。

例えば、清掃業務及び警備業務の一括契約・複数年契約の推進、資源ゴミの積極的な売り払いの推進、単価契約の対象品目の拡大及び一括購入の推進などの事務の見直しにより、一層の経費節減を図ります。

改革18 「事務・事業仕分け検討会」の効果的実施 (→改革6(1)へ)

平成22年度に初めて実施した「事務・事業仕分け検討会」について、手法や構成員などを見直し、より効果的に実施します。

改革19 公用車の管理方法の見直し (→改革17と統合して改革6(2)へ)

公用車の集中化(本庁・各県民局単位)を推進し、共通利用を順次進めて効率運用に努め、内部管理経費の削減を図ります。

改革20 省エネルギーの推進による経費削減 (→改革6(3)へ)

行政事務などにおける省エネルギー化に取り組むことで、温室効果ガス排出削減を図るとともに、経費節減に結びつけます。

改革21 財務会計システムの改修による作業能率の向上 (→改革24と統合して改革4(3)へ)

平成11年に運用を開始した財務会計システムの改修により、会計事務に係る作業能率を向上させるとともにコスト削減を図ります。

改革22 公共工事の改善による経費削減 (→改革6(4)へ)

より早く、より安く、より品質の高い公共工事の推進のため、職員の資質・技術力向上と設計VE(バリューエンジニアリング)やワンデーレスポンスプロジェクトの取組を拡充し、経費削減を図ります。

改革7 人材育成と組織管理

- (1) 県政を担う人材の育成
新しい人事評価制度を定着させ、人材育成に配慮した人事管理を推進するとともに、より効果的な職員研修（自治研修センター研修、職場研修、自己能力開発）を実施し、県政の課題に的確に対応できる職員を育成します。
- (2) 目標管理による業務改善
平成21年度から導入した人事評価制度を全庁的に実施し、職員一人ひとりが業務目標を明確に定め、その確実な達成に努めます。
- (3) 組織の見直し
県民から見て分かりやすく、質の高い県民サービスを行うのにより機能的な組織を構築するために、県庁、地域機関などの組織のあり方を毎年度見直します。
- (4) 適正な定員管理
変化する行政需要に適切に対応するため、業務の終了や見直しにより必要な人員を生み出し、定員配置を毎年度見直します。
- (5) 時間外勤務の縮減
事務の仕方の見直し、事務分担の適正化などにより、効率的な業務の執行を図ることで、時間外勤務の縮減を図ります。

- (3) 職員の意識改革による業務の改善 *(※目標2)*
改革26 職員の意識改革による業務改善 (→削除)
~~「報告・連絡・相談」の徹底などについて記載した指針「業務改善のヒント」(別添参考3)に基づき取組により職員の意識改革を図り、業務を改善します。~~
改革27 目標管理による業務改善 (→改革7(2)へ)
 職員及び各所属は、「目標管理シート」に基づき分掌業務を管理し、達成状況を評価(チェック・C*)することにより、より効率的な業務に改善(アクション・A*)します。
 ※ 業務改善のためのPDCAサイクルの一過程であり、これを繰り返すことにより、効果的・効率的な業務を実現していきます。
改革28 時間外勤務の縮減 (→改革7(5)へ)
 すべての職員が、コスト意識を持って、事務・事業の見直しや事務の簡素効率化などに取り組み、時間外勤務を縮減します。
- (4) 県政を担う人材の育成 *(※目標2)*
改革29 県政を担う職員の育成のための体制強化 (→改革30と統合して改革7(1)へ)
 自治研修センター研修の充実、人事諸施策と職員研修の連携、職場研修(OJT)の実践、自己啓発への支援などをより効果的に実施し、職員育成のための体制を強化します。
改革30 人材育成に配慮した人事管理の徹底 (→改革29と統合して改革7(1)へ)
 人材育成に配慮した人事管理を徹底し、県政の課題に的確に対応できる職員を育成します。
- (5) 組織改革・適正な定員管理 *(※目標2)*
改革31 効率的・機能的で、地方分権を踏まえた組織の構築 (→改革7(3)へ)
 行政需要の変化に的確に対応するとともに、組織マネジメント力の強化や迅速・適切な意思決定などを行うため、効率的で機能的な組織を構築します。
 また、地方分権改革に的確に対応するため、国や市町村などとの適切な役割分担を踏まえた組織体制を検討・構築します。
改革32 組織のあり方の見直し (→削除)
~~地方独立行政法人制度の活用について、導入のメリット・デメリットなどを精査し、活用の可否について明示します。~~
改革33 公の施設のあり方検討の実施 (→改革5(1)へ)
 公の施設について、3年ごと(指定管理者導入施設については指定期間満了前ごと)にそのあり方(施設の必要性、有効活用の手法、費用節減、指定管理者制度適用の可否)について見直し、県民サービスの向上につなげます。
改革34 公社・事業団改革 (→改革5(5)へ)
 県出資の公社・事業団などについて、各団体の自立を促し、県の人的・財政的関与を縮小することを基本とした改革を行うこととします。
改革35 適正な定員管理の取組 (→改革7(4)へ)
 地方分権改革に対応した簡素で効率的な組織体制を構築するとともに、県民目線に立って業務や組織を徹底的に見直し適正な定員管理に取り組みます。

目標3 健全な財政運営の維持

改革8 歳入の確保

- (1) 県税収入の確保
課税調査や滞納整理の強化、市町村との連携を進めるなど、県税の適正・公平な賦課徴収により、徴収率の向上や収入未済額の圧縮に努め、県税収入の確保を図ります。
- (2) 債権の適切な管理と収入未済額の圧縮
貸付金などの債権について、早期の徴収活動を行い長期の滞納が発生しないよう努めるとともに、滞納が長期化したものについては民間の専門機関などに徴収委託を行うなど、収入未済額の圧縮に努めます。
- (3) 未利用財産の売却など
行政での利用が終了し、処分することが決定された財産については、集中的に管理できる体制を整備することにより、早期に処分を行えるようにします。
また、施設命名権の売却などにも引き続き取り組みます。
- (4) 安定的な資金調達と調達コストの削減
市場公募債など起債の方法を多様化し、安定的な資金調達を行います。
また、満期一括償還に備えて設けている減債基金の運用に安全性の高い債券などを取り入れ、市場公募債調達コストに見合った運用利回りを目指します。

改革9 歳出の縮減

- (1) 国関係法人への支出の総点検
群馬県が分担金、負担金、委託料などを支出しているすべての全国規模の団体(国関係法人)への支出の総点検を実施し、その結果、必要のある場合には、当該法人に対して分担金などの縮減などを求めていきます。
- (2) 県単独補助金の適正化
当初予算編成の過程で、すべての県単独補助金の必要性などを再点検し、整理統合を図るなど、適正な金額に見直します。
- (3) 事業評価制度の強化
予算編成の過程で、すべての事務事業を対象として実施している事業評価について、実施の時期や手法、様式などを見直し、より効率的・効果的な評価を行い、結果を予算編成に反映させます。
また、県政運営の方向性を示す政策レベルでの評価制度を構築・実施します。
- (4) 基礎的財政収支の黒字の維持
厳しい財政状況のなかで多様な行政需要にこたえていくためにも、財政の健全性を維持することが重要であり、臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支の黒字を維持し、安定した財政運営を行います。

目標3 持続可能な県政の推進

この目標を実現するために、以下の10の改革に取り組みます。

- (1) 財政基盤の強化
 - 改革36 国関係法人への支出の総点検(→改革9(1)へ)**
国関係法人などへの支出の総点検を実施し、不要と思われるものなどについては、当該法人に対して負担金などの縮減を求めます。
 - 改革37 実効性ある事業評価の実施(→改革9(3)へ)**
事業評価制度について、実効性を向上させるため、実施時期や手法、様式などを見直します。
 - 改革38 財政の健全性の維持(→改革9(4)へ)**
プライマリーバランスや財政健全化指標などについて、適正な水準を保ち財政の健全性を維持します。
 - 改革39 安定的な資金調達と調達コストの低減(→改革8(4)へ)**
県債の起債方法を多様化し、安定的な資金調達を実施します。
減債基金(満期一括償還準備分)の運用効率を高め、調達コスト全体の低減を図ります。
 - 改革40 県単独補助金の適正化(→改革9(2)へ)**
県単独補助金について、更に整理統合を図り、適正な金額に見直します。
 - 改革41 県税歳入額の確保(→改革8(1)へ)**
課税調査の強化、滞納整理の強化、市町村連携の強化などを行い、県税の適正・公平な賦課徴収により、県税歳入額の確保を図ります。
 - 改革42 収入未済額の圧縮(→改革8(2)へ)**
県税以外の収入未済額について、外部委託を更に進めるなどにより、圧縮を図ります。
 - 改革43 未利用財産の売却などによる歳入増(→改革8(3)へ)**
未利用財産の売却、資産の有効活用、命名権売却などに取り組み、歳入増につなげます。

改革10 公営企業改革

(1) 企業局改革

平成22年3月に策定した「中期経営計画」に基づき、適正な設備投資を行い、電気、工業用水、水道の安定供給に努めます。また、住宅用地及び産業用地は分譲の促進を図るとともに、産業用地の計画的な造成を行います。

これらにより引き続き企業局経営の健全化に努めます。

(2) 病院局改革

高度専門医療や先進的な医療を担い県民の生命を守る県立病院の安定した経営を確立するために、病院改革プランに基づき、受入患者数の増加、心臓疾患の救急患者の受入、先進的ながん治療の実施、精神科救急患者及び小児重症患者の受入、地域連携の推進などに取り組みます。

4 改革に当たっての取組姿勢

職員は、以下の視点をもって改革に取り組むこととします。

- ① 「県民目線」の視点
- ② 「県民協働」の視点
- ③ 「地方分権の担い手」としての視点
- ④ 「社会や時代の変化に柔軟に対応する」という視点
- ⑤ 「コスト意識」をもって職務に当たる、という視点
- ⑥ 「スピード感」をもって職務に当たる、という視点
- ⑦ いかなる行政過程においても「説明責任を果たす」という視点

また、改革を進めるに当たっては、重点的に改革すべき項目、早期に改革すべき項目を設定し、集中的に取り組むこととします。

5 推進期間及び推進体制

(1) 推進期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3ヵ年とします。

(2) 推進体制

現行の推進体制（ぐんま県政改革推進会議等）を再編し、上記重点的に改革すべき項目の設定などを検討する場とします。

また、県民や有識者で構成する群馬県行政改革評価・推進委員会における意見、パブリックコメントにおける意見などを幅広くいただきながら改革を進めます。

(2) 公営企業改革 (※目標3)

改革44 中・長期経営計画に基づく改革の推進（企業局）（→改革10(1)へ）

平成22年3月に策定した「群馬県企業局中期経営計画」に基づいて、電気、工業用水道事業において、計画に従い設備投資を行います。団地造成事業については、販売の強化を行います。これらの取組により、企業局経営の更なる健全化を図っていきます。

また、平成24年度から10年間の長期経営計画を作成し、収支見通しや設備投資などについて長期的な視点から検討を行い経営の健全化に努めます。

改革45 「群馬県県立病院改革プラン」に基づく改革の推進（病院局）（→改革10(2)へ）

病院（局）経営の更なる健全化のため、「群馬県県立病院改革プラン」及び「次期改革プラン」に基づき、高度専門医療を提供する県立病院の役割を引き続き果たしながら、経営健全化に向けた更なる取り組みを行います。

6 改革の検証

(1) 達成状況の検証について

実施計画において掲げた「達成すべき成果」について、1年ごとに達成状況を検証します。検証結果は公表し、県民や行政改革評価・推進委員会などから意見を得ることとします。

(2) 具体的な改革の内容の見直し・変更について

検証結果や県民などからの意見、県政を取り巻く環境の変化などにより、具体的な改革は必要に応じて見直しを行うこととし、見直しにより変更した場合には、公表することとします。

7 第14次群馬県総合計画との関係

本大綱は、第14次群馬県総合計画（推進期間：平成23年度～27年度）を行政改革の面から支えるものであり、総合計画に基づく各種施策を効率的・効果的に実施していくためのものです。

(参考以下省略)